平成２２年（フ）第２７号
青森県つがる市柏鷺坂清見62番地８
債務者　敦賀由貴子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町94番地11
債務者　高橋　博幸
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１４５８号
東京都東大和市向原４丁目18番地の32
債務者　渡辺　彩子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４０号
東京都あきる野市渕上226番地１沖倉ビル306号
債務者　稲葉　茂晴
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６５号
東京都日野市落川1465番地の３
債務者　松谷　節子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
東京都日野市落川1465番地の３
債務者　松谷　正吉
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８８号
東京都江東区亀戸４丁目18番16号田村ビル２Ａ
債務者　冨澤　至男
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１号
秋田県横手市増田町狙半内字中村50番地
債務者　高橋　宗一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２９号
静岡県浜松市中区上島５丁目17番60号　小倉ハイツ102号、前住所静岡県浜松市中区曳馬３丁目10番20号　第２田畑ハイツ103号
債務者　大川内勝己
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島264番地の７グリーンハイツ天竜202号
債務者　上地　照治
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
静岡県浜松市中区向宿３丁目６番７号
債務者　藤中久美子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
静岡県浜松市南区白羽町2785番地の２　中田島団地Ｃ13―408
債務者　前田ジャイルこと　マエダ　サエンス　ジャイル　フランシスコ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
静岡県浜松市南区若林町1961番地の１
債務者　辻岡　喜晴
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
静岡県浜松市南区若林町1961番地の１
債務者　辻岡ハル江
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
静岡県浜松市北区初生町1219番地の７　ハイタウン初生103号室、前住所静岡県浜松市東区笠井町272番地
債務者　馬塚　義治
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係